

山企348号

平成25年10月11日

教 育 長
各 課 (局) 長 様
消 防 長
各行政委員会上席書記

企画財政課長

平成26年度当初予算編成方針について (依命通達)

平成26年度の当初予算を編成するに当たり、別紙のとおり「平成26年度当初予算編成方針」を定めましたので、山縣市予算の編成及び執行に関する規則(平成15年山縣市規則第36号)第3条に基づき、命により通知します。

予算編成方針・留意事項

平成26年度当初予算編成方針	1
予算編成留意事項	7
1 一般的事項	7
2 予算全般に関する事項	11
3 歳入に関する事項	12
4 歳出に関する事項	13
5 特別会計に関する事項	16
6 公営企業に関する事項	16
7 予算見積書等の提出に関する事項	16
8 予算査定に関する事項	18

別記様式（①～⑥）

平成26年度当初予算見積書等の提出方法

山県市企画財政課

平成26年度当初予算編成方針

【予算編成に当たっての財政的背景】

本年9月の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに回復しつつある」となっています。「中期財政計画」（H25.8.8閣議了解）においては、「民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく」こととした上で、基礎的財政収支（PB）の赤字を平成32年度までに黒字化することを目指すこととし、国・地方を合わせたPBを平成27年度までに平成25年度から17兆円程度改善する必要があるとしています。他方、5兆円規模の新たな経済対策を12月上旬に策定し、平成25年度補正予算を来年度予算と合わせて編成することが閣議決定されています。

本市においては、市債残高のピークは平成21年度に、その償還額のピークも平成25年度に過ぎたものと考えられますが、依然、実質公債費比率が18%を超えており、県内では数少ない起債許可団体となっています。また、平成24年度の一般会計決算の実質単年度収支は赤字であり、經常収支比率も高水準にあり財政硬直化が続く厳しい状態にあります。加えて、消費税率引上げによる当該交付金等の増額が、本市の歳入に与える影響は実質的には少ない中、平成26年度は普通交付税の合併算定替による加算額が減少し始める初年度であり、今後5年間で10億円余りの実質的な減少が予想される状況にあります。

【予算編成に当たっての各種背景】

本市は、平成26年度に市第1次総合計画の計画期間の最終年度を迎えますので、同計画の総仕上げ又は総点検をしなければなりません。また、東海環状自動車道の開通を見据えた戦略的な政策を展開していくため、インフラ整備にとどまらず、地場産業の育成・支援にも配慮し、事業者と一体となって、ハード・ソフ

ト両面からの活力ある地域づくりを目指していく必要があります。

他方、保健・医療・福祉分野については、国内の社会保障と税の一体改革等のあり方などが不透明な状況にもありますが、少子高齢化や過疎化が進行している本市において、市民が安心して暮らしていくためには重要な分野です。そのため、過度な行政サービスは避け、長期的に持続可能な制度づくりを目指すべく、全庁一丸となって英知を絞って、より良い方法を検討していかなければなりません。

【予算編成に当たっての基本的な考え方】

1. 予算全般に関すること。

- ① 本市の財政状況が依然厳しい状況にあるという現状を職員一人ひとりが真摯に受け止め、更なる経費削減を図るとともに歳入増に繋がる施策を講じるなど、本市の長期的な視点での財政健全化に努めつつ、より良い地域づくりに職員の英知を結集した予算編成を目指すこととします。
- ② 「規律性」「戦略性」「合理性」「参画性」「透明性」等の視点の下に、創意と工夫を凝らし、限られた予算の中で、最も効果的な成果が得られるような手法をよく検討した予算編成を目指します。そのため、1つの行政目的達成のために複数の事業手法を検討し、1つの事業の予算積算においても複数の案による検討を重ね、関係部局との連携の下に、最も効果的な方法を選択するという予算編成を目指すこととします。
- ③ 予算に関する利害関係者と非利害関係者という双方の視点による「市民目線」の下で、一般市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算編成に努めることとします。
- ④ 市第1次総合計画の総仕上げ又は総点検として、また、国の5兆円規模の経済対策の活用を視野に入れた15ヵ月予算という考え方によって、合理的な予算編成を目指します。また、東海環状自動車道のインターチェンジ開通を視野に入れ、ハード・ソフト両面から、計画的でタイムリーな施策展開ができるように検討した予算編成を目指すこととします。

- ⑤ 「山県まちづくり振興券」について、新規対象事業や拡張・存続等を検討した上での予算編成にすることとします。
- ⑥ 限られた財源の中で、行政の責任領域を的確に見極め、真に行政がすべきものを取捨選択した予算編成とします。ただし、官民の多様な関係者が連携して、民間の知恵や資金を活かした予算編成に努めることとします。
- ⑦ 公の施設等については、民間委託、指定管理者制度や利用料金制度の活用にとどまらず、施設の統廃合や民間譲渡等についても検討した上での予算編成に努めることとします。

2. 歳入予算に関すること。

- ① 国・県の補助制度等については、「5兆円規模の新たな経済対策」が策定されることを視野に入れ、セクションを超越したレベルで、本市にとって有利な制度の活用を検討した予算編成にすることとします。
- ② 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適正な原価計算等により、受益負担として適正な対価を検討した上での予算編成となるようにします。また、消費税率の引上げへの対応（転嫁方式等）についても早期に検討し、それに対応した予算編成にすることとします。
- ③ 不用財産・物品の利活用は無論のこと、譲渡・売却処分等についても検討し、雑入等の税以外収入についても、ネーミング・ライセンスや広告収入など、新たな発想での収入確保を目指した予算編成にすることとします。

3. 歳出予算に関すること。

- ① 消費税率の引上げや物価上昇も予想されますが、経常経費（「まちづくりビジョン」関係経費を除く。）については、人件費・公債費・国費や県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算を除き、一般財源ベースで前年度当初予算額と同額以内となることを原則とします。
- ② 歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の事例を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）するなどして、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されるこ

とのないよう最大限の努力を払った予算編成にすることとします。

- ③ 負担金補助及び交付金については、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確にしつつ、それぞれの性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した予算編成にすることとします。各種団体等への補助金については、関係団体等の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上での予算編成にすることとします。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討した予算編成にすることとします。

4. 特別会計・企業会計に関すること。

特別会計及び企業会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）を念頭に、長期的な展望のもとで収支の均衡を図るように努め、安易に一般会計からの繰出しに依存することのないよう健全経営の確立に努めた予算編成にすることとします。

また、道路工事に伴う上下水道管の布設・布設替工事等については、事前に長期的な視点の下で、関係部署と十分協議した上での予算編成にすることとします。

【予算編成における基本的理念】

[A 対話と共感で、協働の地域づくり]

- ① 市第1次総合計画の総仕上げ又は総点検の年度として、予算に関する利害関係者と非利害関係者という双方の視点による「市民目線」の下で、一般市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算編成を目指します。
- ② 公の施設等については、民間委託、指定管理者制度や利用料金制度の活用にとどまらず、施設の統廃合や民間譲渡等、多様な民間公共サービスを活かすことも検討する予算編成とします。

[B 自然と共生し、発展する地域づくり]

- ① 東海環状自動車道のインターチェンジ開通を視野に入れ、これに係るインフラ整備にとどまらず、これを活かしたハード・ソフト両面からの計画的でタイムリーな施策展開ができるような予算編成とします。
- ② 市内の消費拡大を目指す中で、「山県まちづくり振興券」については、新規対象事業や拡張、存続等についても視野に入れた予算編成とします。

[C 次代につなぐ、安全安心の地域づくり]

- ① 福祉・医療・教育等の分野においては、過度な行政サービスは避け、長期的に持続可能な制度づくりを目指した予算編成とします。
- ② 「安全」で「安心」できる防災力の強化と「真に住みやすいまちづくり」を推進していくため、市民力を活かし「市民協働」「市民参画」を促進するような予算編成とします。

以上のことを踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用し、住民福祉の向上につながるよう「予算編成留意事項」により、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成作業に当たることとします。

予 算 編 成 留 意 事 項

1 一 般 的 事 項

国・県的情勢等

【国内的情勢等】

月例経済報告（9月）においては「先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている」とした上で、「景気は、緩やかに回復しつつある」としています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針について」（H25.6.14 閣議決定。以下「骨太方針」という。）において、民間投資等を喚起する「日本再興戦略」（H25.6.14 閣議決定）の実行に取り組んでいくこととしています。「中期財政計画」（H25.8.8 閣議了解）においても、「日本再興戦略」とともに「民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく」こととしています。

「中期財政計画」においては、「今後 10 年間（H25～H34）の平均で、名目GDP 成長率を 3%程度、実質GDP 成長率を 2%程度成長させることを目指す」こととしつつ、「本年秋以降、経済財政と社会保障の相互関係を考慮しながら、持続可能な財政と社会保障の構築に向けた取組について、経済財政諮問会議において検討を行う」こととしています。

経済財政諮問会議（H25.8.2）では、「平成 26 年度予算は、「骨太方針」で定めたデフレの早期脱却と財政健全化目標に向けた第一歩であり、成長戦略を推進する等によりデフレ脱却の道筋を確固たるものとするとともに、社会保障も非社会保障も聖域とせず、国も地方も歩調を合わせて大胆に見直しを行い、中期財政計画と整合的な予算とする」こととしています。

こうしたことを踏まえ、「骨太方針」においては「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」としつつ、「中期財政計画」では、「基礎的財政収支（PB）の赤字を平成 27 年度までに平成 22 年度に対して半減し、平成 32 年度までに黒字化を目指す」こととしています。このため、「国・地方を合わせたPBを、平成 27 年度までに平成 25 年度から 17 兆円程度改善する必要があるとし、「少なくとも、平成 26 年度及び平成 27 年度に各年度 4 兆円程度の改善を目指す」ともしています。

【国の概算要求状況等】

前述のような中、経済財政諮問会議では、「概算要求において、既定経費については厳しいシーリングを設定するとともに、上記のような優先度の高い経費については大胆な資源配分を行うこととする」としています。

そうしたことを踏まえ、「平成 26 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（H25.8.8 閣議了解）は、「年金・医療等については、前年度当初予算額に自然増（9,900 億円）を加算した範囲内で要求」「義務的経費については、前年度予算額と同額を要求」「…その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90（要望基礎額）の範囲内で要求」としつつ、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「要望基礎額の 100 分の 30 の範囲の範囲内で要望」などとし、現時点の要求・要望額は、約 99.3 兆円となっています。

依存財源比率の高い本市においては、こうした国の方針等が本市予算へ及ぼす影響は少なくないことから、今後の国の動向等に充分注視していくことが必要です。そのため、今後、国や県の制度等の大きな変革が報道されても、実質的に実現が確実でない場合には、現段階においては、原則として現行制度により予算計上するようにしてください。

【消費税率及び地方消費税率の引上げ等】

本年 10 月 1 日、消費税率（国・地方）を、平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることの確認が閣議決定されました。この中では、「消費税率の引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した後述の給付措置も含めて、新たな経済対策を策定する」とした上で、新たな経済対策として「来年度 4～6 月期に見込まれる反動減を大きく上回る 5 兆円規模」とし、「来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12 月上旬に新たな経済対策の策定を行う。その上で、これらの施策を実行するための平成 25 年度補正予算を、来年度予算と合わせて編成する」こととしています。

こうした国の補正予算は、過去の例に照らせば、地方にとっても極めて有利に施策を遂行することができる機会であり、今後の国の動向に充分注視していくことが必要です。また、本市においては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）」等に留意しつつ、使用料等の消費税引上げ対応の検討を迅速にしていく必要があります。

本市の情勢等

【本市の財政的背景等】

骨太方針で「地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要」「地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組みを取り入れる」こととしています。

また、「個性を活かし自立した地方をつくる」こととし、「女性、若者、高齢者、障害者等の社会参加を促し、社会保障の担い手を増やす」「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進」「事業効果をあげるため、ハード・ソフト両面から、地方自治体間の連携、官民連携を進め、効率的な公共サービスを提供できるよう体制整備を進める」「徹底した無駄の排除、ガバナンスの仕組みの改革、人材育成などを通して、効率的・効果的な公的部門を構築する」こととしています。さらに、「社会資本整備については、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等の諸課題に対し、ソフト施策と連携しつつ、投資効果の高い事業への重点化を図るとともに、効率的なアセットマネジメントを促進する」こととしています。

こうした中で、東海環状自動車道の整備工事が、既に本市内において着手されており、そうしたことを踏まえて「開通後のまちづくり」を想定し、計画的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、骨太方針で「目指すべき社会保障の規模は中福祉・中負担」とし、国の「**中期財政計画**」で「少子高齢化が進展する中であっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である」「地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし」「全国 420 万の中小企業・小規模事業者は、地域経済のみならず、日本経済の活力の源泉であり、またその成長を支える原動力でもある」と述べています。

本市においては、平成 26 年度に市第 1 次総合計画の計画期間の最終年度を迎えますが、こうしたことを念頭に入れて、同計画の総仕上げ又は総点検をするとともに、次期間に向けて、より良い計画的な行政運営を目指していかなければなりません。

また、**地域経済に関する有識者懇談会**（H25. 9.13）が「目指していくべき「地域」の姿」の中で「地域の住民が、自らの地域に自信・元気・誇りを持って明るく生活する地域をつくることが目標」「目指していくべき「地域」の姿」の中で提唱する「人の姿が見える地域」「歩いて暮らせるまち」の範囲…中略…が、不安のない暮らし、自立的で豊かな暮らしをしていくことができるようにすることが最大の目標」としているように、本市としても、平成 26 年度は新たなステージへの動き出しとも言える重要な年度であることを念頭に置いておく必要があります。

【本市の財政状況】

骨太方針では、「地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず…中略…**地方財政は、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受けている**」としています。

本市においては、平成 24 年度一般会計決算は、歳入総額が約 132.4 億円（対前年度 1.2%の減）、歳出総額が約 126.0 億円（対前年度比 6.0%の減）となり、「翌年度へ繰り越すべき財源」を除いた実質収支額は約 4.8 億円の黒字（前年度は 1.5 億円の減）となっています。ただし、前年度繰越金等を控除した後の**実質単年度収支は、約 1.5 億円の赤字（前年度は 6.1 億円の黒字）**となっており、依然厳しい財政状況は続いています。

歳入では、市税が減少し、使用料が減少（有線テレビの指定管理者制度と利用料金制度の導入によります。）したものの、地方交付税が増加し、土地開発基金を廃止したこともが要因となっています。今後、**普通交付税の合併算定替が全面的に適用される期間が平成 25 年度で終了する**こともあり、予断を許さない状況にあります。

歳出では、人件費や扶助費等が減少したものの、公債費が増加したことなどにより、実質収支は減少しました。今後は、社会保障と税の一体改革等のあり方などが不透明な状況にもあり、国や県の動向に注視していく必要があります。

平成 24 年度の経常収支比率は 93.2%（前年度は 91.0%）で、この数値は今後も高水準で推移し、財政の硬直化は続いていくものと考えられます。なお、**平成 24 年度末の一般会計の基金残高は約 78.9 億円（平成 24 年度決算による基金繰入額を含め約 81.4 億円）**で、**一般会計の市債残高は約 218.7 億円（前年度末は 228.1 億円）**となっています。

経済財政諮問会議（H25.8.2）では、「世界経済の緩やかな回復が期待される中、**物価上昇率も今後上昇していくと見込まれている**」としています。加えて、消費税の引上げによる経常経費の増加が予想される中、**地方消費税交付金等の増加分は地方交付税の**

減少へも影響するものであり、実質的にはより厳しい状況になるものと考えられます。

2 予算全般に関する事項

予算編成にあたっては、「規律性」「戦略性」「合理性」「参画性」「透明性」という視点を持つとともに、市第1次総合計画の総仕上げ又は総点検として、また、前述の「国の5兆円規模の経済対策」の活用を視野に入れた15ヵ月の予算編成という視点の下で、次のようなことに留意しつつ、本市においてベストな予算編成を目指してください。

- (1) 創意と工夫を凝らし、限られた予算の中で最も効果的な成果が得られるような手法をよく検討するとともに、市民目線で、市民に分かりやすい明確かつ魅力的な予算編成に努めることとします。この場合、「市民目線」とは、常に予算に関する利害関係者と非利害関係者の双方の視点を持つようにすることとします。
- (2) 東海環状自動車道のインターチェンジ開通を視野に入れ、ハード・ソフト両面から計画的でタイムリーな施策の展開ができるように検討するとともに、「国の5兆円規模の経済対策」の活用も充分検討して予算編成に当たることとします。
- (3) 「山県まちづくり振興券」については、新規対象とする事業を検討するとともに、その存続等についても検討して、予算編成に当たることとします。
- (4) 公の施設等については、施設の統廃合、指定管理者制度の活用、民間譲渡等について検討して、予算編成に当たることとします。
- (5) 1つの行政目的達成のために複数の事業手法を検討し、1つの事業の予算積算に当たっても複数の案による検討を重ね、関係部局ともよく協議した上で、最も効果的な方法を選択することに心掛けてください。また、限られた財源の中で、行政の責任領域を的確に見極め、真に行政がすべきものを取捨選択するように努めることとします。
- (6) 監査委員からの指摘を真摯に受け止め、事業仕分けでの結果・意見等を十分尊重した上で、予算編成に当たることとします。
- (7) 本市の財政状況が依然厳しい状況にあるという現状を職員一人ひとりが真摯に受け止め、更なる経費削減を図るとともに歳入増に繋がる施策を講じるなど、本市の長期的な視点での健全財政化に努めつつ、より良い地域づくりに職員の英知を結集し、予算編成に当たることとします。
- (8) **骨太方針**では「官民の地域の多様な関係者が連携して地域の戦略に基づき、民間の

知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法も活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する」「健康長寿、生涯学習に向けて社会の在り方を変え、高齢者の社会参加を促進し、社会保障に過度な依存をしなくて済む社会を構築する」「過疎地域や…中略…条件不利地域においては、…中略…必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る」となっていますが、そうした視点を持って、予算編成に当たることとします。

3 歳入に関する事項

各科目を通じて過大な見積りは避けて歳入欠陥を招かないよう留意するとともに、計上漏れや過小計上となることのないよう適正な金額を計上するようにしてください。

- (1) 住民税等は現下の経済情勢を十分勘案し、国・県の動向に注意を払って確実な収入見込額を計上するとともに、税負担の公平化、徴収率の向上に努めてください。
- (2) 国・県支出金について、制度変更が予想されるものについては、要求段階での制度で積算し、随時訂正補完するようにしてください。また、補助制度については、セクションを超越したレベルで有利な制度を研究するとともに、制度の動向等を的確に把握し、遺漏、過大無く、適正な金額を計上するようにしてください。
- (3) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適正な原価計算等により、適正な対価となるよう検討の上計上するようにしてください。なお、消費税率の引上げへの対応（転嫁方式等）についても早期に検討した上で、それに対応した予算を計上するようにしてください。
- (4) 不用財産・物品の利活用は無論のこと、売却処分等についても検討し、必要に応じて適正な金額を計上するようにしてください。
- (5) 雑入等の税外収入については、ネーミングライツや広告収入等のほか、新たな発想での収入確保を目指してください。
- (6) 税・税外収入を問わず、市債権については、徴収対策室と連携の上、各課等ごとに更なる収納率の向上に努めるようにしてください。
- (7) 消費税の引上げ分（3%）のうち地方消費税分は 0.7%となっていますが、地方消費税交付金として交付される時期にタイムラグがあること、駆け込み需要の反動減が予想されることから、過大な見積もりとならないよう留意してください。
- (8) 地方交付税については、骨太方針で「地方交付税において頑張る地方を支援するた

めの算定の仕組みを取り入れる」こととしており、そうしたことも視野に入れつつ、合併算定替による加算額が一本算定によって減少し始める初年度となることにも留意して予算計上としてください。なお、消費税の引上げに伴う地方交付税の原資としての増加率は0.22%となっていますが、平成25年度においては平成8年以降18年連続して財源不足となり、地方交付税法（昭和22年法律第22号）第6条の3第2項の規定に該当して、同法附則の規定による法定加算繰入れが行われていることから、影響額は「臨時財政対策債」の発行額のみであると想定されます。

4 歳出に関する事項

平成26年度においては、費目によっては消費税率の引上げによる経常経費の増加が予想される上、物価上昇率の上昇も予想されています。こうした中ではありますが、経常経費（「まちづくりビジョン」に関する経費を除く。）については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算以外は、英知を絞り、基本的には、事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）となるようにしてください。

また、歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の事例を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）するなどして、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されることのないよう最大限の努力を払うように留意してください。

(1) 特別職の人件費については、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年山口市条例第37号）による単価等に基づく金額を計上してください。なお、前年度に引き続き「報償費」に計上しようとするものについては、本来は同条例に規定して「報酬」として計上すべきものでないかどうか、改めて点検の上計上するようにしてください。

常勤一般職の人件費（補助対象分及び企業会計分等を除く。）については、総務課において一括積算し、定員適正化計画に基づく適正な金額で、相応の予算科目に計上してください。なお、企業会計分等については、その所管課が総務課の指示のもとに積算計上してください。

時間外手当等については、休日出勤などの時間外勤務を基本的には振替えて対応するなど、その縮減と適正化を徹底し、一般枠分については前年度と同じ方式により、総務課にて計上してください。なお、補助事業等により事業費支弁が認められるもの

については、そうした制度の有効活用に努めて事業所管課により計上してください。
この場合、総務課の計上分と重複する分については、企画財政課が総務課と協議の上、
最終段階で調整することとします。

- (2) 賃金については、現行制度の支給単価により、必要な日数・時間等によって積算した金額を計上してください。職員が減少する補てん措置の分として臨時の事務職員を確保する必要がある場合には、総務課において、必要最小限の人員にて一括計上するようにしてください。ただし、施設又は特定事業における賃金等については、施設等所管課が総務課と協議した上で計上してください。
- (3) 報償費については、記念品等の配布はスクラップ・アンド・ビルドの下に、効果が薄いものについては廃止・縮小する方向で改めて検討し削減に努めてください。
- (4) 旅費については、スキルアップと職員育成にも配慮しつつ、本年度実績を考慮して計上してください。附属機関等の研修に係る特別旅費については、研修効果を十分考慮の上、スクラップ・アンド・ビルドの下、適正な研修計画により措置してください。特定部局のみに特化しない一般的研修旅費については、総務課にて一括計上し、個別業務に係る研修旅費は関係課が目的ごとの予算科目に計上するようにしてください。
- (5) 需用費については、創意工夫により経費節減に努めて計上するようにしてください。
 - ① 消耗品費については、在庫等の状況をよく調査し、有効活用を図る考え方の下に計上するようにしてください。また、汎用性のある消耗品については、総務課にて一括計上することとし、教育委員会関連の予算を除き、事業課においては計上（補助事業に係る分等を除く。）しないようにしてください。この場合、補助事業等に係る分で、併合支出による執行を想定しているもの（光熱水費・郵便料金・複写機使用料等を含む。）については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整しますので、補助事業課が事前に総務課と協議する必要はありません。
 - ② 燃料・光熱水費等については、他施設とのバランスについてもよく調査分析し、割引制度等もよく調査した上で、実績等をもとに計上するようにしてください。
 - ③ 印刷製本費については、ホームページの活用など、一層のペーパーレス化を推進する考え方の下に、在庫印刷物の有効活用も充分検討した上で計上するようにしてください。また、毎月発行の広報紙の折込文書については、企画財政課との連携を強めて広報手段の一元化を図るなど、経費節減は無論のこと、職員労力等の縮減化にも努めるようにしてください。
 - ④ 食糧費については、インスタント製品等の活用を図るとともに、会議時間の短縮化

に努め、飲食費の削減に努めてください。なお、昼食は1人当たり700円までを原則とし、常勤職員の食費は非計上又は職員負担分を雑入として歳入予算計上するようにしてください。

⑤ 被服費については、抜本的な必要性を検討した上で必要最小限に留めるようにし、貸与基準等に基づく計画的な購入に基づいて計上するようにしてください。

(6) 役務費については、通信費等の抜本的な情報伝達手段のあり方を再検討するとともに、電話・郵便料金等の割引制度をよく調査した上で、過去の実績等をもとに計上するようにしてください。

(7) 委託料については、民間委託についての長所・短所、指定管理者制度・利用料金制度等について、改めてよく検討した上で計上してください。

(8) 工事請負費については、工法及びコスト縮減等についても検討し、限られた金額で同等以上の事業量が確保できるように努めるとともに、発注時期についても十分配慮しておいてください。

(9) 備品購入費については、既存資産の有効活用に最大限努め、その必要性をよく検討して最小限の計上に留めるようにしてください。新規購入の場合には、保有状況等を勘案し、OA機器等については総務課と協議してから計上するようにしてください。

(10) 使用料及び賃借料については、リース終期までの総額やリースアップ後の対応等も検討し、レンタル等も踏まえて総合的な判断により計上するようにしてください。

土地等の賃借料の更新等に当たっては、過去の単価決定の経緯、他の土地等の単価比較等をした上で、適正な金額により計上するようにしてください。

(11) 負担金補助及び交付金については、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確化し、それぞれの性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上で計上するようにしてください。

補助金については、関係団体等の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上で、本市の政策・方針等について十分な理解が得られるよう、適正な金額を計上するようにしてください。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討してください。

[参考] 「補助金」とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業(産業の助成・社会福祉・公共事業等)を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。

「負担金」とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委

託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。

「助成金」とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

(12) 維持補修費については、緊急事態（事故等）が発生する前のリスク・マネージメントを考慮し、補修費が恒常的に高むものについては、廃止・建替・大規模修繕等も視野に、いわゆる「ライフ・サイクル・コスト（建築物の生涯コスト）の縮減」を図るための計画的な施設管理を視野に、過去の実績等を勘案して計上してください。

5 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）を念頭に、長期的な展望のもとで収支の均衡を図るよう努め、安易に一般会計からの繰出しに依存することのないよう健全経営の確立に努めるようにしてください。

また、道路工事に伴う上下水道管の布設・布設替工事等については、事前に長期的な視点のもとで建設課等と協議しておいてください。その上で、他会計（一般会計等）との繰入・繰出関係については、必ず整合性をとっておいてください。

6 公営企業会計に関する事項

公営企業会計については、経費負担の適正化（道路舗装による補償金等）に注意し、独立採算性の原則に照らし、企業性格を十分に発揮して一層の業務合理化及び効率化に徹して経営健全化に努めてください。また、道路工事に伴う上水道管の布設・布設替工事については、事前に長期的な視点で建設課等と十分調整しておいてください。

なお、ライフ・ラインの確保に最善を尽くし、減価償却費や固定資産除却費は、適正な経理方法に基づいた額のもと、長期的プランのもとで内部留保資金の有効な活用に努めるようにしてください。

7 予算見積書等の提出に関する事項

「国の5兆円規模の経済対策」の活用を視野に入れた15ヵ月の予算編成という視点での予算編成に当たるため、次の対象事業については、本年末（企画財政課長査定終了後）に市長・副市長のプレ査定を実施します。

対象事業：新規事業・廃止事業・改革事業のうち、企画財政課長が必要と認めるもの

(1) 提出先・提出期限

- ① 事務査定日程調整表（別記様式⑥）

平成25年10月31日（木） 午後3時までに企画財政課へ

- ② 日日雇用職員に係る賃金の総務課との協議書等（別記様式⑤）

平成25年10月31日（木） 午後3時までに総務課へ

※ 総務課からは、企画財政課査定日の前日までに提出元課へ返却されますので、総務課の所見記述済みのものを査定日までに、企画財政課へ提出してください。

- ③ 予算要求の概要調書（別記様式①）、上記以外の予算見積書、各種様式等

平成25年11月 5日（火） 午後3時までに企画財政課へ

※ 予算積算上の業者見積書等について、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）第24条に規定する「随意契約による少額の契約」の見積書等については、この時点での提出は原則として求めません。事務査定段階で、必要に応じて提出依頼をしますので、労力と経費節減のため、それまでは余分なものを用意しないようにしてください。

(2) 提出書類等

	書 類 名	規 格	部 数	備 考
A	予 算 要 求 の 概 要 調 書	A 4	4	別記様式①
B	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書①	A 4	4	山県市予算の編成及び執行に関する規則（平成15年山県市規則第36号）第4条に定める様式
C	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書②	A 4	4	
D	総合行政情報システム出力による歳入予算見積書	A 4	4	
E	継続費見積書、繰越明許費見積書、債務負担行為見積書	A 4	4	
F	公 共 施 設 実 態 調 書	A 4	4	別記様式②
G	補助事業等により併合支出を想定する経費一覧表	A 4	4	別記様式③
H	補助金・負担金（助成金）・交付金に関する調書	A 4	4	別記様式④-1～3
I	日日雇用職員に係る賃金の総務課との協議書	A 4	4	別記様式⑤
J	事 務 査 定 日 程 調 整 表	A 4	4	別記様式⑥
K	その他参考書類（図面・写真・仕様書等）	A 4	4	なるべくA4規格で

注）市長査定等の際には、改めて追加資料の提出を求めますので、その際には御協力願います。

(3) 提出方法等

- ① 共通事項 課等单位で提出してください。
- ② A について 各項目ごとに箇条書き等を活用して簡潔に記入の上、右上に課長等の印を押して提出してください。
- ③ Bについて 右下の「備考」欄に積算担当者が押印の上、提出してください。また、「事業説明」欄は、市長等査定用資料に一覧として表示されますの

で、このことを念頭に適宜修正してください。総合計画に対する位置付けも記入してください。

- ④ C・Dについて 不要な「行」や「文字」を削除するなど、なるべく行間を詰めるとともに、帳票処理実行（帳票を印刷する場合）の際には、C（歳出）は「1：事業」を指定して「事業ごとの改ページ」とし、D（歳入）は空白のままで「改ページなし」としてください。また、C・Dともに「本年度要求有りのみ」を選択してください。

※ B・C・Dについては、平成 25 年度データが複写により残っていますので、これを適宜修正するなどして活用するとともに不要な文字等は消滅してください。また、事業ごとに B・Cを一括り（ターンクリップ・ホッチキス留め等）として提出してください。

- ⑤ Eについて 様式は、山口市例規集を活用して作成してください。
- ⑥ Fについて 経理簿等の前年度資料等により各施設管理経費を記入してください。
- ⑦ Gについて 総務課において一括支払いしている電気料金や電話料金、郵便料金や複写機使用料、消耗品費等を補助事業等の対象経費とする場合で、予算執行時に「併合支出」による執行を想定している経費について記入してください。
- ⑧ Hについて 予算額 50 万円以上の負担金、補助金（助成金）、交付金別に、それぞれの様式ごとに記入してください。
- ⑨ Iについて 10 月 31 日（木）までに総務課へ提出してください。提出課の査定日の前日までには総務課がチェックし、所見を加えて提出元課へ返却しますので、当該課はこれを4部複写して、速やかに企画財政課へ提出してください。
- ⑩ Jについて 査定の「実施希望日」を調整するためでなく、提出段階で実施不可能な月日（勤務日）を把握するためのものです。実施日は、提出期限後になるべく早い時期にデスクネットの「インフォメーション」にてお知らせします。
- ⑪ Kについて 査定では、一課に費やせる時間には限りがありますので、効率的な査定を行うため、i 改修工事における現状写真、ii 備品・被服等の購入におけるカタログ又は写真、iii 備品購入・委託・工事の設計書又は見積書（原則として3社以上）、iv 制度改正等を伴うものについては内容が分かる資料、v その他用意しておいた方が効率が良いと思われるものを各課等の判断により提出し、又は持参してください。

8 予算査定に関する事項

(1) 事務査定の概要

- ① 事務査定は、企画財政課長が責任者となって実施します。
- ② 事務査定の方法は、予算主管課による「予算要求の概要調書」の説明の後、各事業ごとに、i 予算主管課による特段説明、ii 企画財政課による質疑、予算原額決定又

は保留の決定の順に行う予定です。

- ③ 消費税率の引上げ分が分かるように、課税費目については「消費税抜額×1.08」とか「予算基礎額×108/105」というように、して入力してください。
- ④ 経常経費（政策的経費を除く。）については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算以外は、英知を絞り、基本的には事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）となるようにしてください。
- ⑤ 全般的に、限られた期間の中で、「短時間のうちに有意義な査定」を目指していますので、バックデータ（過去の実績、他市町村での実例、写真・図面等）を取り揃えておくとともに、有意義で建設的な討議ができるよう内部論議（代替手法、将来の展望、現状の問題点・緊急性等）、関係部局との調整等を十分に詰めておいてください。また、国の制度改正などについては単に資料の提出に依ることなく、要点を分かり易く説明できよう努めてください。
- ⑥ 時間的な余裕は余り無いことから、説明が充分にできない状況と判断した場合には、査定を直ちに打ち切り、後日改めて査定し直すことがありますので、あらかじめ御了知置き願います。
- ⑦ 事務査定には、査定への参加者は必ずしも役職のみに拘ることなく、『人材育成』にも主眼を置いて若手職員等の積極的な参加に配慮してください。

(2) 市長等査定の概要

- ① 「国の5兆円規模の経済対策」の活用を視野に入れた15カ月の予算編成という視点での予算編成に当たることもあり、企画財政課長が指定する政策的経費等については、「プレ査定」を年内に実施する予定です。「プレ査定」の趣旨は、年明けの本査定をスムーズに実施するためのものですので、予算原額を決定するというよりも、本査定に向けて下準備をしておくためのものですので、ここで指示があった件については、年明けの本査定までに再検討等しておいていただくこととなります。
- ② 市長等本査定では、「予算要求・査定明細一覧表」により事業毎に実施するとともに、「最終的な総額査定」を実施します。市長等本査定及びプレ査定は、基本的には企画財政課の説明により実施します。ただし、必要に応じて同席を求める場合がありますので、当日は連絡が取れる体制で、待機願います。

(3) 今後の日程

- ① 企画財政課長査定 → 11月10日頃～12月中旬
- ② 市長・副市長プレ査定 → 12月下旬
- ③ 企画財政課長査定調整 → 翌年1月上旬
- ③ 市長・副市長査定 → 翌年1月中旬
- ④ 予算内示 → 翌年1月下旬 [見込み]
- ⑤ 予算書・主要事業校正等 → 翌年2月上旬 [見込み]